

# 「新潟県部活動の在り方に係る方針」(概要)

## 基本方針

「生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動」

基本方針の実現のために

- ◎ 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保
  - ◎ 生徒の自主的、自発的な参加による部活動
  - ◎ 教員のワーク・ライフ・バランスの実現
- の3つの視点から取組を進めます

## 方針等の策定

- 県 → 新潟県運動部活動の在り方検討委員会(平成29年3月～)での議論を踏まえ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)に則り、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定(平成30年5月)  
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)に則り、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を改訂(平成31年3月)
- 学校設置者(市町村教育委員会等)→ 国のガイドラインに則り、県方針を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定
- 校長 → 学校設置者の方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定、公表
- 部活動顧問 → 休養日等を明記した年間活動計画、毎月の活動計画を策定、校長に提出  
毎月の活動実績を校長に提出

## 休養日、活動時間の設定基準

### <休養日の設定>

- 週当たり2日以上の休養日(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間100日以上、うち週休日等に50日以上<sup>の</sup>休養日を設定
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける

### <活動時間の設定>

- 1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないよう配慮する

## 適切な部活動指導

※( )内は主な内容

- 適切な部活動指導 (大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがない、バランスのとれた部活動の運営、指導。生徒のニーズを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う部活動等の設置。)
- 効果的な指導 (生涯にわたってスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を育み、発達の段階に応じた心身の成長を促進。生徒の主体的、自立的に取り組む力の育成。合理的でかつ効率的・効果的な活動の実施。)
- 体罰等の禁止 (体罰や生徒の人格を否定するような発言等のない指導の徹底。個人情報の適切な管理。)

## 部活動を支える環境整備

※( )内は主な内容

- 学校規模に応じた部活動の設置 (学校規模に応じ、各部活動において複数顧問制が可能となるような部数を設置。地域の実情や総合型地域スポーツクラブ、芸術文化関係団体等との協働・融合を考慮し選定。)
- 複数顧問制による運営 (生徒の安全確保や教員の負担軽減等の観点から複数顧問を設置。学校の実態に応じた部活動指導員の活用。)
- 部活動指導員 (単独での指導や引率が可能)、外部指導者(顧問に協力して技術指導を行う)等の活用
- 参加する大会等の精選 (生徒の疲労や保護者の経済的負担に配慮して、参加する大会を精選した年間活動計画の策定。)
- 保護者の理解と協力 (基本方針や年間活動計画等を保護者に明示。怪我発生時の速やかな状況説明。)
- 地域における協働・融合 (合同部活動や各種団体等との協働・融合の検討。)
- 事故の未然防止 (安全管理体制の整備。生徒の健康状態の把握、活動状況の確認。)
- 熱中症事故の防止

## 今後の取組

定期的に取り組状況の確認や課題の整理等を行う  
年間部活動計画モデルパターンの作成、部活動指導者研修会の実施 など